

## 高槻市子育て世帯応援券取扱店舗募集要項（新規受付用）

### 事業概要

- ・事業目的 本事業は、商品券／子育て世帯応援券（以下「応援券」という。）を発行し、子育て世帯に対して配布することで、新型コロナウイルス感染症による経済的影響を受けた子育て世帯の家計を支援するとともに、一定期間中における消費を促し、経済活動の制限を受けた市域の店舗を支援することを目的とします。
- ・商品券の発行主体 高槻市
- ・商品券の名称 子育て世帯応援券
- ・商品券の利用期間 令和2年12月1日（火）～令和3年2月28日（日）
- ・商品券の構成 1冊につき5,000円（500円×10枚）  
<1冊の内訳>飲食店・小規模店舗応援券 10枚
- ・対象者 平成17年4月2日から令和2年9月1日生まれの者  
（対象者1人につき1冊発行）
- ・郵送方法
  - ・対象者のいる世帯の世帯主宛てに、簡易書留郵便の方法により、応援券を送付する
  - ・発行見込冊数 4.7万冊（予定）
  - ・郵送時期 令和2年11月より順次送付する※不在にともなう再送付は随時行う

### 1 取扱店舗の条件について

別記1「参加資格」の要件を全て満たしている店舗とします。

### 2 商品券に係わる留意事項

#### （1）利用対象にならないもの

別記3「商品券の利用対象にならないもの」をご参照ください。

#### （2）取扱いに関すること

別記4「商品券の取扱留意事項」をご参照ください。

### 3 取扱店舗の登録方法

#### （1）申請方法

本要項に同意の上、下記のいずれかの方法で申請してください。申請は店舗ごとに必要ですが、本部・本社等で取りまとめた提出も可能です。

##### ① インターネット（専用WEBサイト）申込の場合 **推奨**

○サイト内の応募フォームに必要事項を入力し送信してください。

○専用WEBサイトのURL ⇒ <https://takatsuki-kosodate.com/choice>



##### ② 郵送での申込の場合

○WEBサイトから申込ができない場合は郵送での申込が可能です。

○「取扱店舗登録申請書」に必要事項を記入の上、記名押印し、郵送にて申し込んでください。郵送の場合は締切日必着にてお願いします。

【宛先】〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町1-2-12

JR西日本大阪支社ビル1階 日本旅行 関西法人営業部内

高槻市「子育て世帯応援券」事務局 宛

(2) 取扱店舗の登録受付期間

新規受付期間 令和2年10月26日(月)～令和3年2月12日(金)

**※令和2年11月6日(金)までに申込があり承認された店舗は、利用開始日までに換金キットをお届けしますのでお早目にお申込みください。**

(3) 取扱店舗の審査

○申込のあった店舗は、所定の審査を経て取扱店舗として承認し、登録します。

○申込内容に疑義等があり、事務局から問合せを行った結果、申請内容と異なる登録内容とさせていただきます場合があります。

○審査結果は原則メールまたはFAXにて通知します。

(4) 取扱店舗への説明会

○取扱店舗向け説明会は開催しません。

○登録された取扱店舗に対し、専用WEBサイトにて商品券の取扱いについての動画を限定公開します。(承認時にパスワードを案内)

○換金キット(広報ツール、換金用伝票、送付用封筒等)は承認後、後日郵送します。

#### 4 換金について

(1) 換金請求先

送付する換金キット(換金用伝票:送付先記載済み)を使用してください。

【受付期間】令和2年12月1日(火)～令和3年3月10日(水) <消印有効>

(2) 換金請求金額と商品券の確認を行い、精算金額を申込時の指定口座へ振り込みます。

**※月2回程度の締め切り日を設け、締め切り日から概ね2週間程度で入金します。**

(3) 使用済商品券の半券部分は、取扱店舗控として、入金確認が完了するまで大切に保管してください。万一、換金請求書の記載金額と入金額に差異があった場合の唯一の確認書類となります。紛失された場合は、入金額に差異があっても異議の申出には応じられません。

(4) 使用済商品券の半券部分の取扱店舗控がある場合でも、振り込み後2週間を過ぎてからの異議の申出には応じられません。

#### 5 取扱店舗の取消等

本要項に違反する行為が認められた場合や申請内容に虚偽・不備等があった場合は、換金の拒否や取扱店舗の登録を取り消すことがあります。

#### 6 その他留意事項等

別記5〔その他の留意事項〕をご参照ください。

〔別記1：参加資格〕

- (1) 高槻市内に実店舗があり〔別記2：店舗区分〕を満たす店舗であること。
- (2) 別記3（商品券の利用対象にならないもの）に規定する取引以外の取引を行う者であること。
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っていない者であること。
- (4) 特定の宗教・政治団体の運営を目的としている者や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者でないこと。
- (5) 高槻市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者等であること。
- (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 上記（7）から（10）の内容について、必要に応じ市から警察に情報提供を行うことについて同意すること。

〔別記2：店舗区分〕

飲食店・小規模店舗

次の（ア）～（オ）を除く店舗

- （ア）百貨店
- （イ）ドラッグストア（薬局を含む。）
- （ウ）売場面積が250㎡以上のスーパー
- （エ）売場面積が1,000㎡以上の大規模店舗
- （オ）アからエまでのいずれかの店舗と換金請求を一体的に行う店舗

〔別記3：商品券の利用対象にならないもの〕

- (1) 税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等の支払
- (2) 有価証券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの及び実質的に商品券の有効期限を延長することとなるものの購入（あらかじめ届出を行い、高槻市が認めたものを除く。）
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 医療保険、介護保険等の公的保険制度の一部負担金
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料金（一時預かりに係るものを除く）等の不動産に関する支払
- (7) 現金との換金、金融機関への預入
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に

射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合等に要する支払

(9) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反する取引

〔別記4：商品券の取扱留意事項〕

- (1) 商品券は、利用期間中の物品販売またはサービス提供等の取引でのみ利用可能とします。
- (2) 商品券により支払いを受けた物品等は、返品対応を行わないで下さい。不良品の場合は、必ず良品との交換でご対応ください。
- (3) 現金との交換・両替は行わないでください。
- (4) お釣りは渡さないでください。また、取引代金の不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用者から商品券を受け取る際は、見本券と照合し、相違がないことを確認してください。色合いが明らかに違う、「コピー」と文字が浮き出ているなど、偽造券であることが判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察に通報し、商品券事務局にもご報告ください。商品券の見分け方については事前にお渡しする取扱店舗マニュアルに記載しています。
- (6) 利用者から受け取った商品券は、再流通を防ぐため速やかに裏面に取扱店舗名を記載してください(ゴム印可)。また、既に取扱店舗名の記載があるものは受け取りを拒否してください。
- (7) 綴りから切り離された商品券は原則使用できません。ただし、利用者が綴りを持っており、商品券番号からその綴りの1枚であることが確認できれば使用できます。
- (8) 受け取った商品券は、換金請求まで取扱店舗で責任をもって保管・管理をしてください。
- (9) 盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(高槻市)は責を負いません。

〔別記5：その他の留意事項〕

- (1) 取扱店舗は、商品券の取扱店舗であることが利用者にも明確になるよう、商品券事務局が配布するステッカー・ポスター等を利用者に見やすく分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 配布する見本券は、商品券を取り扱う全員に周知し、責任をもって厳重に管理してください。
- (3) 利用期間中に店舗の登録情報に変更があった場合、速やかに、商品券事務局にご連絡ください。
- (4) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定する等はお控えください。
- (5) 取扱店舗として広告などを予定されている際に、本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・掲出等を希望される場合は、事前に高槻市の承認が必要となります。専用WEBサイトに申請様式を掲載しますので、必要事項を記載し、商品券事務局へ提出してください。
- (6) 取扱店舗として登録後に途中辞退し、店舗側の都合で商品券の取扱いを取り止めた場合、損害賠償等が発生する場合があります。
- (7) この募集要項に記載のない事項及び定めのない事項に関しては、高槻市がその対応を決定します。
- (8) 当該事業の円滑な運営に、ご協力をお願いいたします。